

昭和五十五年国家公安委員会規則第七号

警察法第十二条の四第一項に規定する専門

委員に関する規則

警察法施行令（昭和29年政令第151号）第

1条第5項の規定に基づき、警察法第12条の2

第1項に規定する専門委員に関する規則を次のよ

うに定める。

（専門委員の調査審議）

第1条 国家公安委員会は、都道府県公安委員会

が行つた次に掲げるものの支給に係る裁定につ

いての審査請求があつた場合には、当該審査請

求に係る専門の事項について専門委員に調査審

議させるものとする。

一 犯罪被害者等給付金

二 オウム真理教犯罪被害者等を救済するため

の給付金の支給に関する法律（平成20年法

律第80号）第3条第1項に規定する給付金

三 国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律

（平成28年法律第73号）第3条に規定す

る国外犯罪被害者等慰金等

2 前項の調査審議に関し必要な事項は、専門委

員が協議して定める。

（専門委員に関する庶務）

第2条 専門委員に関する庶務は、警察庁長官官

房犯罪被害者等施策推進課において処理する。

附 則

この規則は、昭和56年1月1日から施行す

る。

附 則 （平成六年六月二四日国家公安委

員会規則第一三三号）

この規則は、平成六年七月一日から施行す

る。

附 則 （平成一三年二月一九日国家公安

委員会規則第一号）

この規則は、警察法の一部を改正する法律の

施行の日（平成十三年三月一日）から施行す

る。

附 則 （平成二〇年一〇月七日国家公安

委員会規則第一九号）

この規則は、オウム真理教犯罪被害者等を救

済するための給付金の支給に関する法律（平成

二十年法律第八十号）の施行の日（平成二十年

十二月十八日）から施行する。

附 則 （平成二八年三月三一日国家公安

委員会規則第八号）

この規則は、平成二八年四月一日から施行

する。

附 則 （平成二八年八月一二日国家公安

委員会規則第二〇号）

この規則は、国外犯罪被害者等慰金等の支給に

関する法律（平成二八年法律第七十三号）の

施行の日（平成二八年十一月三十日）から施

行する。

附 則 （令和三年三月三一日国家公安委

員会規則第五号）

この規則は、令和三年四月一日から施行す

る。

附 則 （令和五年九月二九日国家公安委

員会規則第一三三号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、令和五年十月一日から施行す

る。